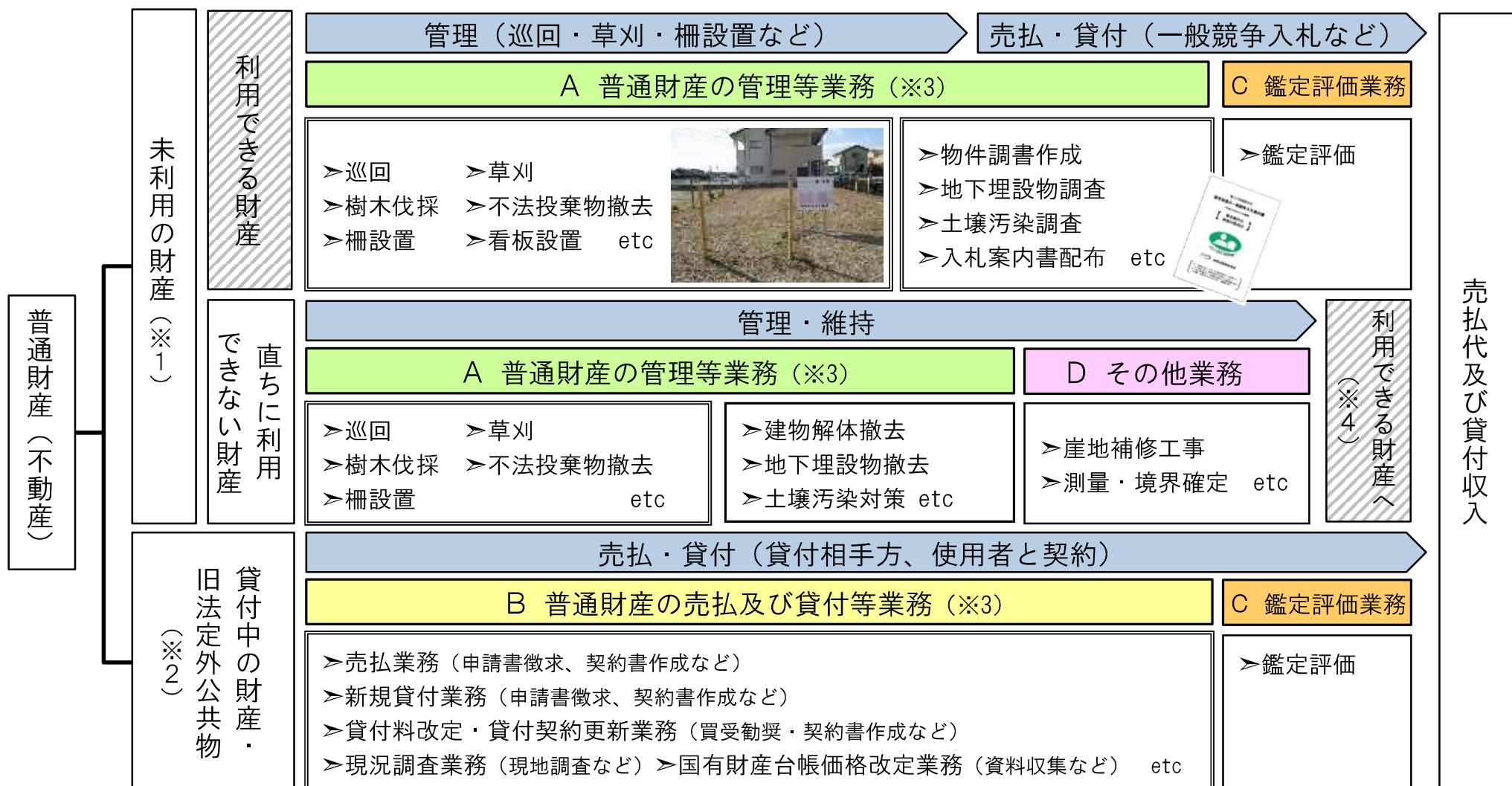


# 普通財産管理処分経費の概要について

<普通財産の管理処分イメージ>



※1 未利用の財産とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。

※2 法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」がある。そのうち機能を喪失したものは、財務省において使用している者などに売払・貸付を行っている。

※3 [ ] は、包括的な民間委託を実施している。

※4 利用が可能な状態となった場合には、利用できる財産として管理・売払・貸付を行う。